

19 官業改革

(1) 独立行政法人等公法人の業務の廃止・縮小、民間開放

独立行政法人都市再生機構

ア 組織・業務の在り方

(ア) 民間的な経営手法の活用推進

機構の組織の在り方について幅広く検討するとともに民間的な経営手法の活用を積極的に推進する。【平成22年度措置】(官業ア q)

(イ) セーフティネット機能を踏まえた制度の検討

賃貸住宅事業について、セーフティネット機能の維持が必要であるとしても、独立行政法人として独立採算性を求めて実施することには限界があり、地域における公営住宅との役割分担も含めて幅広く検討する。【平成22年度措置】(官業ア r)

イ 都市再生機構における定期借家契約の幅広い導入

既存賃貸住宅への新規入居者との賃貸借契約は、建替え予定の団地以外においても、定期借家契約を幅広く導入する。少なくとも平成20年度から21年度において、管理開始年代、立地、家賃帯等の面で代表例と見られる団地を試行的に選定して団地再生事業等を予定しているストックを含む機構の全賃貸住宅ストックの約2割の住宅を対象に、新規入居者募集については、すべて定期借家契約を締結する。【平成21年度措置】(官業ア h)

独立行政法人住宅金融支援機構

住宅金融支援機構は、一般個人向け直接融資から撤退するなど民間金融機関の支援・補完に徹しているが、新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特殊会社化を含め機構の在り方を検討する。【平成21年中結論】(官業オ c)

森林総合研究所森林農地整備センター(旧独立行政法人緑資源機構)

水源林造成事業の費用便益分析を含む評価手法については、「ヘドニック法」に力点を置いて検討を進める。また、その検討状況については随時情報を公開する。【平成20年度措置】(官業オ d)

緑資源幹線林道事業移管後の残区間に関する新規事業の採択に当たっての費用便益分析を含む厳格かつ客観的な評価基準の設定については、費用便益分析の内容について「ヘドニック法」に力点を置き、代替法以外のものも検討を行う。また、その検討状況については随時情報を公開する。【平成 21 年度措置】(官業オ e)

独立行政法人日本学生支援機構

ア 奨学金延滞者に対する早期の法的措置の実施

現在は、延滞 1 年以上の者を対象として法的措置を実施しているところ、平成 21 年度からは原則延滞 9 か月以上の者全員を対象とする、との方向性が文部科学省より示されているが、再三の督促に応じない延滞者に対しては、延滞 9 か月未満の者に対しても法的措置を実施すべく、具体的方策について検討し、結論を得る。【平成 21 年度中検討・結論】(官業ウ d)

イ 「機関保証制度」における代位弁済請求にかかる態勢の整備

「機関保証制度」については、平成 20 年に財務省が実施した「財政融資資金通先等実地監査」において、機構から債務者への督促が不十分であること等により同協会への請求要件を具備せず請求に至っていない代位弁済請求未了の債権が 797 件、債権額 1,021 百万円(平成 20 年 2 月現在、第一種学資金を含む。)の存在が確認された。同制度の加入率は、大幅に伸びてきており、奨学金貸与事業における同制度の役割は今後益々大きくなっていくものと考えられる。

したがって、「機関保証制度」において代位弁済請求が着実に実行されるよう早急に態勢を整備する。【平成 21 年度中措置】(官業ウ e)

独立行政法人航海訓練所

ア 自己収入の拡大

航海訓練所における航海訓練費用については、訓練委託費の引き上げが行われたものの、引き続きほぼ全額が国費負担となっているため、航海訓練所に対する訓練委託費の更なる見直しについて、委託機関との間で協議する。【平成 21 年度措置】(官業ウ b)

イ 帆船実習の在り方

商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構からの委託により実施している乗船実習については、平成 20 年度において、帆船実習の義務付けが廃止される

とともに、帆船実習の時期・期間の見直しの措置が講じられたところである。

他方、社船実習の開始等新たな状況が生まれていることから、今般の見直しの成果や社船実習の実施状況を踏まえつつ、帆船実習の時期・期間について、今後とも必要に応じ、検討に努める。**【必要に応じ逐次実施】**(官業ウ f)

ウ 遠洋航海等を希望しない学生への措置

現在、海技資格の取得には、一定期間の航海実習を行うことが義務付けられている。この航海訓練所が行う航海実習のうち、最後の6か月の遠洋航海等においては、陸上就職が内定しているなど、その開始時点において遠洋航海等を希望しない者も含まれている。

こうした学生が卒業に困難を来たすことのないよう、教育機関においては、転学科の弾力化等を平成21年度より行うなど、必要な教育上の対応が措置されるよう検討を進める。**【平成20年度結論、以降速やかに措置】**(官業ウ g)

エ 船隊構成の見直し

内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施する。**【平成23年度までに措置】**(官業ウ h)

社船実習の活用の容認や帆船実習の義務付けの廃止等を踏まえ、練習船の充足率について検証を行うとともに、日本人船員の確保という政策目標も踏まえつつ、船隊構成の見直しを図っていく。**【平成21年度以降逐次措置】**(官業ウ i)

独立行政法人農畜産業振興機構

<「農林水産業分野」(1) ウに前掲> (官業オ c)

(2) 既往の会議等の官業改革のフォローアップ

防衛施設

防衛施設については、PFI事業を含めた民間開放を着実かつ迅速に推進するため、平成20年中に民間開放の指針及び中長期的な計画を策定し、施設ごとの個別計画を具体化の上、PFI事業を着実かつ迅速に推進する。

また、PFI導入可能性調査等を経て、本事業に馴染まないものについても、その事業の全部若しくは一部において民間等へのアウトソーシングを図る。これを積極的に推進するため、上記の民間開放の指針及び中長期的な計画の中にアウトソー

シングの活用について盛り込むとともに、具体的な対象業務や実施時期についても施設ごとの個別計画において明示する。【平成 21 年中計画策定、以降速やかに実施】(官業ア c)

加えて、これらの情報を定期的に公開するとともに、進捗管理を徹底する。【平成 21 年以降、継続的に実施】(官業ア d)

船員保険保養所

平成 20 年 11 月に取りまとめられた合理化計画においては、平成 21 年 12 月末までに現在 10 施設ある保養所を半分に削減することとされたところであるが、削減する 5 施設について、収支状況を始め、宿泊利用状況、施設の老朽度、地域バランス(公平性)等の状況も考慮した削減に係る基準を明確化し、着実に推進する。【平成 20 年度中措置】(官業ア b)

併せて、存続する保養所 5 施設及び福祉センター 4 か所に係る今後の収支改善見通しを明確化する。【平成 21 年度中措置】(官業ア c)

危険物保安技術協会

危険物施設の変更工事等に係る完成検査等においては、事業者の負担を軽減するため、市町村等における実態を踏まえながら、安全の確保を前提に、認定事業所における完成検査済証交付の迅速化の推進に一層努める。【平成 21 年中措置】(官業イ b)

併せて、認定事業所で発生した事故原因等について徹底した調査・分析を行うべきである。その調査・分析結果も踏まえた上で、安全の確保を前提に、認定事業所が検査結果を届け出た時点をもって設備の使用開始を可能とする制度への変更の是非について検討を行う。【調査・分析は平成 21 年度開始、以降速やかに検討】(官業イ c)

(3) 国、独立行政法人、地方(都道府県、市町村)が同様のスキームに基づき実施する事業の改革

分収林制度により実施する水源林造成事業のスキームの見直しについて

ア 分収林制度により実施する森林総合研究所の水源林造成事業のスキームの見直し

森林総合研究所の水源林造成事業は分収林制度を採用して実施しており、現在、

事業開始から 50 年経過し、当時植林した木が成熟しているものの、木材価格低迷等により木材の販売収益により投資の回収も図り得るという分収林経営の趣旨が成り立っていないのが現状である。

造林地の経営においては、適正な木材生産・供給によって、森林の公益的機能の発揮も高まることから、単に必要な森林整備を行うだけでなく、森林の状況を見極め適切な木材の生産を行うなど管理経営を総合的かつ適切に行うことが重要である。また、効率的な経営を実施することで、コストの低減が図られ、結果的に分収利益も大きくなる。

したがって、森林の公益的機能の発揮を図ろうとする水源林造成事業についても、分収林制度を採用して管理・経営を行う以上は、分収林制度に基づき締結する分収造林契約を見直し、契約当事者間で収支シミュレーションを行い、より有利な木材価格で伐採・販売を行うといった観点を共有した上で、契約期間の長期化を促進する。

併せて、コスト削減と利益の最大化に向けて、効率的な路網整備など、施業の集約等を一層指向する。**【平成 21 年度措置】**(官業才)